



# 給与補償ライフサポート保険

～ GLTD (団体総合生活保険 団体長期障害所得補償) ～

## 給与補償ライフサポート保険(GLTD)とは？

万が一病気やケガにより働けなくなった場合に、**収入を最長満65歳の誕生日まで補償**する新しい福利厚生制度です。

本制度は、私傷病による休業期間中、会社からの給与支給がなくなった後も皆さまの生活がダメージを受けることなく、**療養に専念できる環境を創り出し早期の就労復帰を支援すること**を目的としております。

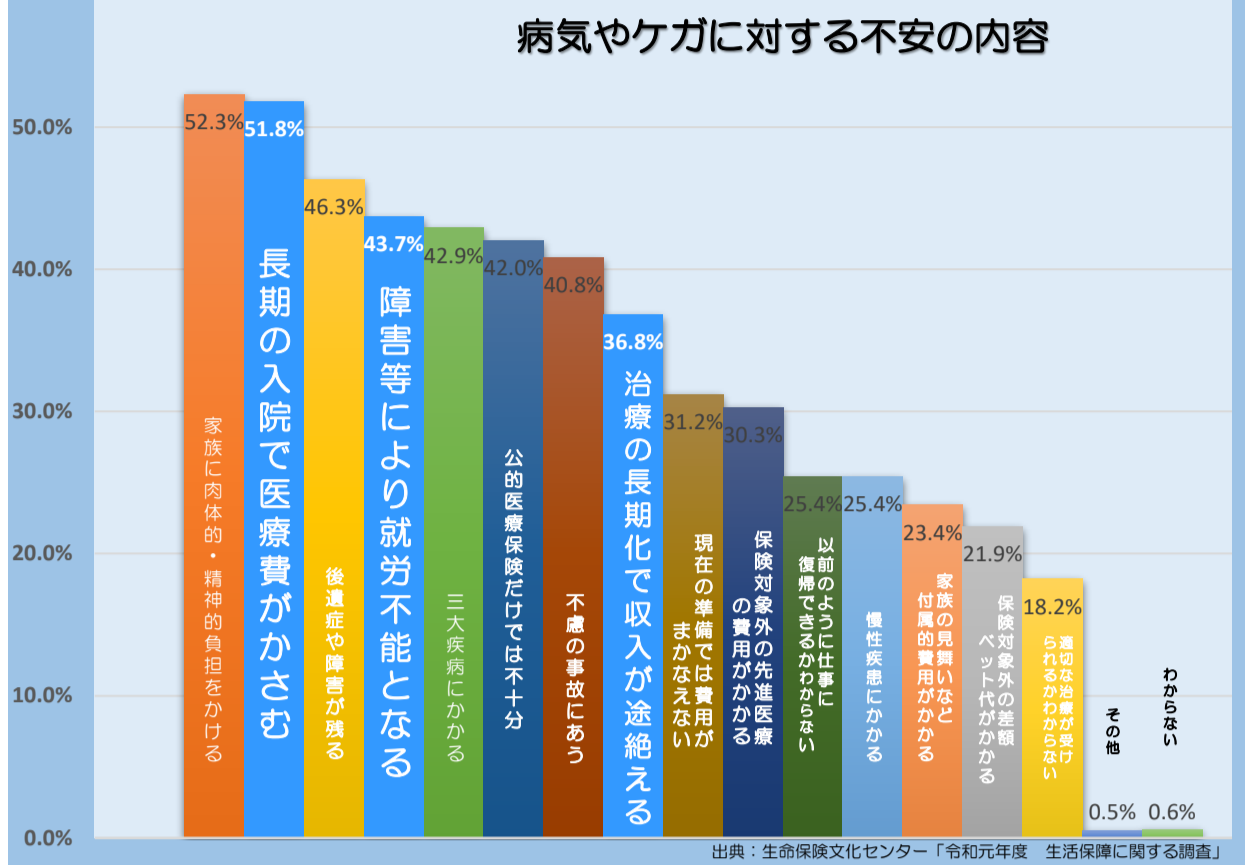
当倶楽部会員のみが加入できる制度ですので、この機会にご家族ともご相談の上、ご加入についてご検討ください。

申込締切日	2022年3月18日(金)
申込方法	Webページより申し込み
保険期間(ご契約期間)	2022年3月31日午前0時～2023年3月31日午後4時
保険料払込方法	2022年5月から毎月27日(土日祝日場合は翌営業日)口座引落
お問い合わせ先	(株)アドバンテッジリスクマネジメント ☎: 0120-406-714 ✉: ltd_lifesupport@armg.jp

実際にご加入いただく場合の保険料につきましては、お申込みページをご確認いただき、ご不明な点や詳細につきましては、代理店にお問い合わせください。  
※保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。)、性別によって異なります。  
※被保険者(保険の対象となる方)数が一定数を下まわった場合は保険料の引き上げ等の変更があります。

## もしも、突然の病気やケガで働けなくなったら...

皆さまが、病気やケガになった時に不安を感じるのは、収入が減ることや、就業不能になった場合の収入面など、金銭的問題だということがわかりました。



『給与補償ライフサポート保険』は、現在皆さまが抱えている不安を解消し、元気で長く働ける環境づくりのお手伝いをします。

ライフサポート倶楽部の会員が対象	最長満65歳の誕生日までの長期補償(3年に満たない場合は、最長3年間)
団体割引30%適用で保険料が割安	
保険料は介護医療保険料控除の対象	所定の精神障害についても補償(てん補期間最長2年間)
受取保険金は全額非課税	

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償のあらまし」をご確認ください。

## 月額保険料・保険金(支払基礎所得額)表

男性				女性		
充実コース	おすすめコース	ベーシックコース	年齢(歳)	充実コース	おすすめコース	ベーシックコース
保険金25万円(円)	保険金15万円(円)	保険金5万円(円)		保険金25万円(円)	保険金15万円(円)	保険金5万円(円)
1,540	920	310	15-24	1,010	610	200
1,600	960	320	25-29	1,340	810	270
1,740	1,040	350	30-34	1,790	1,080	360
2,140	1,290	430	35-39	2,630	1,580	530
3,240	1,940	650	40-44	4,320	2,590	860
4,760	2,850	950	45-49	6,250	3,750	1,250
6,950	4,170	1,390	50-54	8,460	5,070	1,690
8,230	4,940	1,650	55-59	8,760	5,250	1,750
7,480	4,490	1,500	60-64	7,030	4,220	1,410

- 免責期間 : 180日
- 保険金月額 : 充実コース: 25万円/おすすめコース: 15万円/ベーシックコース: 5万円
- てん補期間 : 65歳の誕生日または3年間のいずれか長い期間
- 公的給付控除: なし
- 特約 : 認知症・メンタル疾患補償(最長2年間)
- 年齢 : 保険始期日(2022年3月31日)現在の満年齢
- 保険料 : 毎年更新時の満年齢により更新

## コース選択方法

日々の生活費(住宅ローン・教育費など)を目安に保険金額が、下記に収まるコースをご選択ください。

現在の平均月間所得額\*1 {ボーナスを含む年収の1/12}の80%以内

- \*1 直前12か月における保険の対象となる方(被保険者)ご本人の所得\*2の平均月額をいいます。
- \*2 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
- ※保険金をお支払いの際、保険金月額が平均月間所得額を超える場合は、その超える部分については、保険金をお支払いできません。

## 保険金受取額の例

病名例: 脳梗塞 ・40歳 男性 ・月収40万円  
保険金受取期間 25年間

任意加入コース	月額	総額
充実コース	25万円	7,500万円
おすすめコース	15万円	4,500万円
ベーシックコース	5万円	1,500万円

※所得喪失率100%の場合

病名例: うつ病 ・30歳 女性 ・月収30万円  
保険金受取期間 2年間

任意加入コース	月額	総額
充実コース	25万円	600万円
おすすめコース	15万円	360万円
ベーシックコース	5万円	120万円

※所得喪失率100%の場合

上記は当社が作成した事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

引受保険会社 : 東京海上日動火災保険株式会社 公務第一 東京公務課  
東京都千代田区三番町6-4 TEL: 03-3515-4126

取扱代理店 : 株式会社アドバンテッジリスクマネジメント(幹事)  
東京都目黒区上目黒2-1-1 GTウー フリーコール: 0120-406-714  
: リソルライフサポート株式会社(非幹事)  
東京都中央区月島1-11-8 TEL 03-6758-3340

2021年11月作成 21-T05148

## 団体長期障害所得補償 補償のあらまし

保険期間: 1年

- 加入資格: ライフサポート倶楽部の会員で、2022年3月31日現在で満65歳未満の正常に勤務されている方。ただし、勤労所得がない方を除く。
- 保険期間: 2022年3月31日午前0時から起算する一定の期間をいいます。保険金をお支払いする期間はこの期間をもって限度とします。
- てん補期間(\*1): 満65歳の誕生日まで(年齢によって、てん補期間が3年に満たない場合は3年間)
- 免責期間(\*2): 180日
- 特約: 認知症・メンタル疾患補償特約(精神障害補償特約(D)) (精神障害を補償する期間)

(\*1)「てん補期間」とは、免責期間終了日の翌日から起算する一定の期間をいいます。保険金をお支払いする期間はこの期間をもって限度とします。  
(\*2)「免責期間」とは、継続して就業障害である、あらかじめ取り決めた一定の期間をいいます。就業障害になってからこの期間は保険金支払いの対象とはなりません。

**【団体長期障害所得補償 (GLTD)\*1 定額型】**  
病気やケガによって所定の就業障害になった場合に保険の対象となる方が被る損失に対して長期間にわたり保険金をお支払いします。  
ただし、支払基礎所得額\*3が保険の対象となる方の平均月間所得額\*5を超える場合には、平均月間所得額\*5を支払基礎所得額\*3としてお支払いする保険金の額を算出します。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金がお支払された場合には、保険金が差し引かれることがあります。  
※保険の対象となる方またはご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されている場合には、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分にご確認ください。  
※東京海上日動火災保険の対象となる方が就業障害の状態になった場合には、ご契約者または保険の対象となる方、保険の対象となる方の業務復帰援助のために協議することがあります。東京海上日動火災保険との協議の結果として社会通念上保険の対象となる方の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払いします。

- \*1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます
- \*2 「てん補期間\*6内の就業障害の日数」をいいます(お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。)
- \*3 保険金の算出の基礎となる申込書等記載の額をいいます。
- \*4 病気やケガにより全就業できない場合は100%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。  
所得喪失率 = 1 - (免責期間\*1が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額\*7 / 免責期間\*1が開始する直前の直前12か月における各月の所得\*8の額)

- ただし、所得\*8の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があった場合は、公正な調整を行うことがあります。
- \*5 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における保険の対象となる方の所得\*8の平均月額をいいます。
- \*6 同一の病気やケガによる就業障害\*9に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間(免責期間\*1終了日の翌日からの期間)のことをいいます。
- \*7 免責期間\*1開始以降に業務に復帰して得た所得\*8の額をいいます。免責期間\*1終了した月から1か月単位で計算します。
- \*8 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」を控除したものをいいます。
- \*9 就業障害が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。

- \*1 「団体長期障害所得補償基本特約」のてん補期間にかかわらず、就業障害をてん補期間が限度となります。
- \*2 初年度契約の精神障害の直前1年以内に発生した病気やケガによる就業障害については、精神障害を原因として生じた就業障害(「認知症・メンタル疾患補償特約(精神障害補償特約(D))」をセットされる場合は、所定の精神障害については精神障害をてん補期間\*1を限度にお支払いの対象となります。)
- \*3 就業障害の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知していたにもかかわらず、保険金の支払い対象とならないことがあります。

※「就業障害」とは、以下の状態をいいます(定義C)。

免責期間*1中	てん補期間*1開始後
病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、保険の対象となる方の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態*2。 ①その病気やケガのために、入院していること。 ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること。 ③その病気やケガにより、経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること。	病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない*2か、または一部に従事することができず、かつ所得喪失率*3が20%を超えている状態。 ①その病気やケガのために、入院していること。 ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること。 ③その病気やケガによる後遺障害が残っていること。
*1 免責期間については、上記本文(保険金をお支払いする主な場合欄)内の「*1」をご確認ください。 *2 職業を問わず、すべての業務に終了従事できない状態をいいます。例えば、会社員で営業職の方の場合、終日当社で業務(軽作業や事務作業等)も全くできない状態です。	*1 「てん補期間」については、上記本文(保険金をお支払いする主な場合欄)内の「*6」をご確認ください。 *2 全く従事できない場合であっても、所得喪失率が20%を超えないときは、就業障害に該当しません。 *3 所得喪失率については、上記本文(保険金をお支払いする主な場合欄)内の「*4」をご確認ください。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、保険会社または代理店にお問い合わせください。また、本パンフレットに記載のない事項については、お問い合わせください。この保険は、ライフサポート倶楽部を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてライフサポート倶楽部が有します。